

第 69 号

熊本県財産条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県財産条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県財産条例の一部を改正する条例

熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第7条関係）

区 分		使用料				
		単位	所在地			
			第1級地	第2級地	第3級地	第4級地
土地	電柱類を設置する場合	1年	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）第8条の規定の例により算定した額			
	電線その他これに類するものを電柱類に設置する場合（電柱類を設置する場合を除く。）	1年	電柱類を設置する場合の使用料の額の範囲内で知事が別に定める額			
地下埋設物を設置する場合	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	27円	26円	24円	23円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		39円	37円	34円	33円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		59円	55円	51円	49円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		78円	74円	68円	66円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		120円	110円	100円	99円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		160円	150円	140円	130円
	外径が0.4メートル以上		270円	260円	240円	230円

	0.7メートル未満のもの				
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		390円	370円	340円
	外径が1メートル以上のもの		780円	740円	680円
	その他の場合	1年	当該土地の台帳価格に100分の4を乗じて得た額に当該土地のうち使用させる部分の面積を乗じて当該土地の面積で除して得た額		
建物		1年	当該建物の台帳価格に100分の7を乗じて得た額と当該建物の建築面積相当の土地の使用料の額との合算額に当該建物のうち使用させる部分の延べ面積を乗じて当該建物の延べ面積で除して得た額		
その他		1年	土地又は建物に準じて知事が別に定める額		

別表備考第1号(3)中「、水俣市」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

行政財産である土地に地下埋設物を設置する場合の使用料の額等を見直す必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。